

令和2年度 調理師試験実施要領

1 試験日時 令和2年10月10日(土)午後1時30分から3時30分まで(120分)
開場時刻：午後0時
集合時刻：午後1時(指定の座席へ着席)
※午後2時以降は、試験室への入室はできません

2 試験会場 秋田県JAビル (秋田市八橋南二丁目10番16号)

3 試験方法 次の6科目全60問のマークシートによる四肢択一方式
公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

4 受験資格 次に掲げる学歴及び実務経験を有する者とする。

(1)学歴

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する高等学校に入学する資格を有する者
- イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終えた者、又は厚生労働大臣がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2)実務経験

次の施設又は営業施設において証明日現在で2年以上調理の業務に従事した者

ア 給食施設

寄宿舎、学校、病院等の施設であって、継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設

イ 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定するもののうち次の営業施設

- ① 飲食店営業：一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェ、バー、キャバレーその他の食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食をさせる営業
- ② 魚介類販売業：店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業(魚介類を生きていたまま販売する営業及び魚介類市場においてせりの方法で販売する営業を除く)
- ③ そうざい製造業：通常副食物として供される煮物(つくだ煮を含む)、焼物(いため物を含む)、揚物、蒸し物、酢の物、又はあえ物を製造する営業

なお、次の場合は上記の調理業務に従事したとは認めない。

- a：専ら調理品の運搬、配達及び食器洗浄等直接調理に関係しない業務に従事している者(ウェイターやウェイトレス等を含む)
- b：栄養士、看護師、保育士、介護士等の職種として採用され、調理業務をしている者
- c：パート又はアルバイトで調理業務に従事している者(ただし、週4日以上かつ1日6時間以上、又は週5日以上かつ1日5時間以上勤務している場合は従事していると認める)
- d：食材を洗う、料理を盛り付ける又は料理を再加熱して供する行為しか行っていない者
- e：全日制の学校に在籍しながら調理業務に従事している者(休学中の者が従事している場合は認める)
- f：会社や研究所等で食品開発業務の一環として調理業務に従事している者

5 受験手続等

(1) 受験願書用紙等配付期間及び場所

令和2年6月15日（月）から7月10日（金）まで。

県内の各地域振興局福祉環境部（県保健所）及び秋田市保健所は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで。他に鹿角地域振興局内県民ホールにも配置。

*受験願書及び調理業務従事証明書の様式は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<http://www.pref.akita.lg.jp/>) から配付期間中ダウンロードをして使用することができる。

(2) 受験願書の受付期間

令和2年6月29日（月）から7月10日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで）。

(3) 受験願書の受付場所

住所地を所管する地域振興局福祉環境部（県保健所）、秋田市の居住者は秋田市保健所、県外の居住者は県内の各地域振興局福祉環境部（県保健所）。なお、郵送による願書提出は原則として認めない。

6 提出書類

願書等書類を作成する際は、提出書類に不備がないか確認した上で提出すること。

提出書類	提出部数	注意事項
(1) 受験願書	2部 (1部コピー可)	
(2) 受験票・写真台紙	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ダウンロード不可、各願書配布場所にて配布。 ・氏名にふりがなを振ること。
(3) 調理業務従事証明書	2部 (1部コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ・証明書の内容は、従事施設の施設長（経営者）が証明すること（受験者は記入しないこと）。 ・証明者の印は、法人が証明する場合は、職印又は法人登記された印を用いること。個人が証明する場合は市町村に登録されている実印を用い、印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内のもの2部。1部はコピー可）を添付すること。 ・従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合には、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。
(4) 卒業(修了)証明書 又は卒業証書の写し※	2部 (1部コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ・最終学校のもの。 ・卒業（修了）証明書の場合は、1部はコピー可。 ・卒業証書の写しの場合は、保健所に原本を持参し、地域振興局福祉環境部長又は秋田市保健所長から原本照合をうけること。 ・卒業（修了）証明書又は卒業証書の姓と現在の姓が異なる場合は戸籍抄本又は謄本（発行後6か月以内のもの2部。1部はコピー可）を添付すること。

(5)受験者の写真	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・出願前6か月以内に正面から撮影した上半身かつ無帽、無背景のもので、<u>縦4.5cm×横3.5cm</u>の大きさのものを写真台紙の所定の場所に貼ること。 ・写真の裏面に氏名を記入すること。
(6)封筒(受験票返信用)	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・各願書配布場所にて配布の封筒を使用すること。 ・郵便番号、住所及び氏名を明記すること。 ・あて先が勤務先の場合は、勤務先の名称も付記すること。

【※提出書類の一部省略について】

令和元年度の秋田県調理師試験を受験した者は、当該受験票を提出することにより、上記書類のうち(3)、(4)の提出を省略することができる。ただし、当該受験票を紛失又は破棄している場合は、再度(3)、(4)を準備すること。なお、当該受験票の姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本又は謄本(発行後6か月以内のもの)を添付すること。

7 受験手数料

6,100円に相当する額の秋田県証紙により納付のこと。

なお、受験願書の受理後は、いかなる理由があっても受験手数料は返還しない。

8 試験事務の委任

調理師法第3条の2第2項の規定に基づき試験事務の一部を、公益社団法人調理技術技能センターに委任する。

9 合否の取扱

原則として全科目の総得点が満点の6割以上であるものを合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とする。

10 合格発表

令和2年11月30日(月)午前10時に次のとおり発表する。

- ・秋田県公告板及び県内の各地域振興局福祉環境部(県保健所)、秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示する。
- ・同日付けで、合格者に対しては、受験願書に記載された住所へ通知をするので、転居した場合は必ず郵便局で転送手続きをすること。
- ・秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)に合格者受験番号を掲載する。なお、電話による合否の問い合わせには応じない。

11 開示請求

受験者本人は試験合格発表後、次により口頭で自己の科目別得点及び総合得点の開示請求ができることとする。なお、電話による口頭の開示請求はできない。

(1)開示請求期間

合格発表の日から令和2年12月28日(月)までの毎日午前9時から午後5時まで(ただし土曜日、日曜日を除く)。合格発表の日は午前10時からとする。

(2) 開示の場所

- ・秋田県健康福祉部健康づくり推進課（秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁2階）
- ・県内の各地域振興局福祉環境部（県保健所） 注：秋田市保健所では開示しない。

(3) 開示請求に必要な書類

調理師試験受験票又は合格通知書及び本人であることを証明する書類を持参。

※本人であることを証明する書類

運転免許証、旅券、マイナンバーカード(個人番号カード)等顔写真が貼付されたもの。いずれもない場合は、①保険証②年金手帳③印鑑登録証明書とその登録印（住民票を添付していれば世帯主のものでも可）より2つ。

12 その他

- ・受験票は、試験日の約1か月前を目処として本人にあて発送する。なお、未着の場合は令和2年9月23日（水）以降に、秋田県健康福祉部健康づくり推進課（TEL 018-860-1426）へ問い合わせること。
- ・車椅子の使用等、受験会場の配慮を必要とする方は、受験願書提出時にあらかじめ連絡すること。
- ・新型コロナウイルス感染症や自然災害の発生等の状況によって、受験手続・試験日時・会場等を変更する場合は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)で周知する。

令和2年度 調理師試験 会場案内



交通案内 【バス】 J R 秋田駅から山王交番前下車
 【自家用車】 270台収容の駐車場が無料で利用できます。

※会場に関する問い合わせは
 秋田県健康福祉部健康づくり推進課まで (Tel 018-860-1426)